〈海外動向紹介〉

金融・保険市場における動向(欧州)

【EU·規制動向】

○ソルベンシーⅡに基づく第三国の同等性評価の報告案に対する公開意見募集を実施

欧州保険職域年金監督機構(EIOPA)は、2011 年 8 月 17 日、ソルベンシーⅡ 枠組の 実施に伴う第三国の規制・監督の同等性評価として、スイス、バミューダおよび日本に 対するそれぞれの評価報告案を公表し、9 月 23 日を期限として公開意見募集を実施した。

ソルベンシーII 枠組指令では、①第三国に親会社を有し EU 加盟国に子会社を展開するグループに適用されるグループ・ソルベンシー評価やガバナンス等を含めたグループ監督、②EU 加盟国に親会社を有し第三国に子会社を展開するグループに適用されるグループ・ソルベンシー評価、および③EU 加盟国の保険事業者が第三国の再保険事業者等に出再する場合に適用される当該再保険事業者等に対する監督のそれぞれについて、第三国の規制・監督が EU と同等であるか否かを評価することを規定している。当該評価において同等性が認められれば、当該第三国の監督を加盟国による監督がなされているものとして取扱を行うが、同等性が認められない場合には、第三国の親会社や子会社に必要な報告を求める等の措置や、第三国の再保険事業者等に対して各加盟国独自の再保険取引規制(担保資産の徴求等)が適用される可能性がある。

今般、第三国の同等性評価の第1次対象国として、スイスおよびバミューダは上記①、②および③について、日本は③について評価報告案が作成され、意見公募を経て、EIOPAとしての評価報告の最終アドバイスがまとめられる。日本に対する全般的な評価では、監督のレベルは概ね同等と評価しているが、保険事業のほかソルベンシーⅡの一般原則と合致しない範囲まで保険以外の付随業務の遂行が同一会社で認められることは潜在的リスクとなること、問題が発見された場合等の監査人による監督当局への報告など情報開示要件に改善余地があること、経営・支配権の監督方法が所有権変更に対する明確な介入発動基準を有するソルベンシーⅡの方法と合致していないこと等を指摘している。

欧州委員会は同アドバイスを基に 2012 年 7 月までに同等性評価の最終決定を行う予定となっている。

(EIOPA ウェブサイト)

【EUおよびイギリス・規制動向】

OソルベンシーⅡの実施時期の想定をイギリス FSA が見直し

イギリスの金融サービス機構(FSA)は、10 月 4 日、ソルベンシーII の実施時期の想定を欧州での議論を踏まえて修正し、EU 加盟国の国内法制化等は 2013 年 1 月実施、保険事業者に対する新しい資本要件適用は 2014 年 1 月実施として見直すと発表した。

ソルベンシーⅡについては、実施に関する拘束的技術基準(BTS)の案を欧州保険職

域年金監督機構 (EIOPA) が策定し 2011 年 12 月末まで欧州委員会に提出するとともに、ソルベンシー II の実施時期を 2013 年 1 月に延長するなどソルベンシー II 枠組指令を修正するオムニバス II 指令 (Omnibus II Directive) の草案が、2011 年 1 月に欧州委員会から提案された。また 3 月に、閣僚理事会から、EIPOPA の BTS 案提出時期を 2012 年 12 月末とし、ソルベンシー II の実施時期を 2014 年 1 月に延長する等の同草案に対する議長妥協案 (Presidency compromise text) が公表され、関係機関等で議論されていた。

FSA は、上記の想定は 2014 年以降への大幅な変更がない限り見直さないこと、また、ソルベンシー資本必要額(SCR)の計算に自社の内部モデルを使用する場合の同モデルの承認申請は、当初の予定どおり 2012 年 3 月 30 日から受け付け、標準フォーミュラを使用する場合等の承認申請は 2013 年 1 月から受け付けると説明している。

英国保険協会(ABI)は、FSA が実施時期の想定の見直しを公表したことを歓迎している。一方、ABI は、ソルベンシー Π の完全な法令の入手が 2012 年後期になることは検討期間が不十分とし、ソルベンシー Π 実施までのつなぎとしてイギリス独自に実施する個別資本十分性基準(ICAS)による内部モデルを利用した資本必要額の報告が負担とならないよう、2013 年はソルベンシー Π 用の内部モデルでの報告で代替できることを要望している。

(Insurance Newslink 2011.10.5、FSA および ABI ウェブサイトほか)

【イギリス・規制動向】

〇イギリス法務省が、人身傷害顧客の紹介手数料受領の禁止を発表

イギリス法務省は、一部の保険会社、労働組合、クレームマネジメント会社等が、ノーウィン・ノーフィー(no-win, no-fee)の原則の下で訴訟弁護を行う弁護士に、自動車事故や労災事故等により人身傷害を被った自社の顧客を紹介することによって弁護士から得ている紹介手数料(referral fees)の受領を禁止する予定である旨を発表した。

イギリス法務省の Jonathan Djanogly 氏は、このような実務が訴訟を頻発させ、結果 として賠償責任保険料の高騰につながっていると述べている。報道によると、ドライバーが支払う自動車保険料は、実際に直近 1 年で平均 40%も値上がりしているとのことである。

英国保険協会(ABI)は、単なる仲介者として弁護士から紹介手数料を得ている上記保険会社等の実務を問題視し、かねてよりこの紹介手数料の受領に反対する立場をとっており、今回のイギリス法務省の決定を歓迎している。

(BBC NEWS 2011.9.6、英国保険協会"Political News Alert"2011.9.9 ほか)

【イギリス・市場動向】

〇公正取引局が自動車保険料に関する調査の実施を発表

イギリスの公正取引庁(OFT)は、民間自動車保険の保険料が2011年3月31日までの1年間で約40%もの上昇を記録したとの報道を受け、調査を実施すると発表した。

本調査により公正取引庁は、保険料上昇の事実関係や要因の確認を行う。また、あわせて競争上の問題点や消費者保護上の問題点等を分析し、金融サービス機構 (FSA) や法務省等の政府機関とも協力を行い、自動車保険市場を改善するために対応策が必要かどうかを検討する方針である。

公正取引庁は、保険会社、ブローカー、自動車修理業者、価格比較ウェブサイト事業者等の市場関係者から資料や意見の提出を求め、2011 年 12 月に調査結果を公表する予定である。

調査実施の発表を受け、英国保険協会(ABI)は、本調査は保険会社が直面している 支出の増加という問題にスポットライトを当て、対応策を推進する機会になる、とコメ ントを発表している。ABIによると、近年、保険会社は、人身傷害保険金、訴訟費用、 無保険自動車や保険金詐欺等の増加により、保険金支払の大幅な増加に見舞われており、 保険業界として保険詐欺局(IFB)の設立を行う等の対応を行っているものの、自動車 保険はこの16年間採算が取れていない状況にある。

(OFT プレスリリース 2011.9.8、ABI ニュースリリース 2011.9.8 ほか)

【ドイツ・市場動向】

〇2010年のドイツにおける自動車保険の盗難台数は7%増で2年連続の増加

ドイツ保険協会 (GDV) は、2011年10月、自動車保険における2010年のドイツ国内での自動車盗難台数は7%増の19,503台 (発生頻度は1,000台当たり0.6台)、支払保険金は2億7,500万ユーロとなり、2年連続の増加となったと発表した。

ドイツでは、1993年の自動車盗難台数 105,543台、支払保険金 8 億ュールをピークに、2008年の 16,134台、1億7,600万ュールまで連続して減少していたが、2009年に 18,215台(前年比 12.9%増)、2億1,900万ュール(前年比 24.6%増)と 16年ぶりに増加した。

2010年は、特に北部ラインーウェストファリア地方のいくつかの主要都市部での増加が顕著であり、ビーレフェルトでの70%近い増加、ドルトムントでの54%増、ケルンでの34%増などが目立っている。また、首都ベルリンでは9%増となった。

一方、自動車保険における二輪車の盗難台数は、原動機付自転車は前年比 23.7%減の 6,451 台(1,000 台当たり 21.4 台)、二輪自動車およびスクーターは 3.7%減の 3,957 台(1,000 台当たり 2.8 台)など減少した。また、二輪車等を含めた自動車保険全体の盗難台数は、3.7%減の 36,551 台(1,000 台当たり 0.9 台)となったが、支払保険金は 10.5% 増の 3 億 4.800 万 2 - 1 であった。

(GDV2011.10.7 プレスリリース)

【ドイツ・市場動向】

〇ドイツの損害保険業界の1~2年の展望は安定

格付機関のフィッチ・レーティング・サービスによると、ドイツの損害保険業界の2011年の収益性は改善しており、損害保険事業全体のコンバインド・レシオは97%程度となる見込である。損害保険業界は2010年に2,500万ユーロの保険引受利益をあげているが、2011年は5億ユーロから10億ユーロの保険引受利益が出るものと予想されている。

損害保険事業の収益性改善の主な理由は、同国の自動車保険マーケットの収益性の改善にある。ドイツの自動車保険マーケットは、競争が激しいマーケットであるが、2011年には競争が一段落し、アンダーライティングの規律が守られている状態にある。これにより、2010年までの自動車保険のコンバインド・レシオは前年比 2%増の 106%であったが、2011年の同コンバインド・レシオは 104%に改善し、2012年度にはさらに改善すると予想されている。また、2011年の自動車保険の収入保険料は、前年比 4%の増加となる見込である。自動車保険マーケットは、損害保険事業全体のおよそ 3分の 1を占めることから、同マーケットのコンバインド・レシオの改善が損害保険事業全体の収益性の改善に大きく影響する。

(INSURANCE INSIGHT 2011.10.5 ほか)

【フランス・規制動向】

〇フランス保険企業協会は、政府による自然災害補償制度の見直しを支持

フランスでは 2010 年 2 月の暴風シンシアによる沿岸部の洪水被害等を契機として、 自然災害補償制度(Nat Cat)の改正が進められている。フランス政府は、同制度の改 正法案に関する公開意見募集を 2011 年 7 月 13 日を期限に実施した。

フランスの自然災害補償制度は、自然災害被害者の補償に関する 1982 年 7 月 13 日付法に基づき、フランスに所在する建物、動産等(自動車を含む)に火災、盗難その他財産損害を補償する保険を契約した場合に異常自然災害の補償が強制付帯されるもので、政府が異常自然災害と認定した災害を対象に、保険会社が主契約の条件に従って保険金を支払う。また、同制度には地域の自然災害リスク防止計画の実施状況および政府による災害認定回数に応じた免責金額の増額措置等が導入されている。

制度改正のポイントは、異常自然災害の認定手続の透明性を図るための対象リスクの リスト化および一定の数値基準の設定、自然災害による移転費用の対象化、防災措置の インセンティブとなる追加保険料調整措置の導入などである。

フランス保険企業協会(FFSA)は、制度改正を基本的に支持しているが、特に干ばつリスクに対する措置、災害防止措置費用の安定した資金確保等が重要としている。

(FFSA ウェブサイト 2011.9.28、L'Argus ウェブサイト・ニュース 2011.9.9 ほか)

【フランス・市場動向】

〇フランスの損害保険業界の収益は改善傾向

格付機関のフィッチ・レーティングスは、フランスの損害保険業界の収益が改善していることを受け、見通しを弱含み(negative)から安定的(stable)へと引き上げた。

また、格付機関の A.M.ベストのレポートによると、フランスの損害保険業界における 2010 年の収入保険料は前年比 1.5%増の 457 億ユール、当期純利益は 33 億ユールとなっており、コンバインド・レシオは前年 100.9%から 99.6%へと改善した。2011 年上半期の収入保険料は 4%増となっており、災害関連の保険金支払も少なく、収益は引き続き改善傾向にある。

ただし、フィッチ・レーティングスは、現在の金融危機下においては、保険料引下競争による収益低下や投資収益の低下が起こる可能性も否定できず、今後の状況によっては再度見通しを弱含みに引き下げる可能性もある、としている。

一方、A.M.ベストは、国債のデフォルト等の金融市場の混乱がなければ 2011 年、2012 年と改善が期待されるとしているものの、懸念材料として自動車保険や火災保険の保険金支払が増えていること、投資収益の改善が見込めないこと、財政不安のあるギリシャ、アイルランド、ポルトガル、イタリア等の国債を保有していること等を挙げている。

(News Insurances 2011.10.3, A.M. Best "Special Report" 2011.10.10)

金融・保険市場における動向(米国)

【規制動向】

〇保険会社等を「システム上重要な金融機関」と判断する際の基準案を FS00 が公表

米国の金融安定化監視評議会 (Financial Stability Oversight Council:以下「FSOC」)は、10 月 11 日、その金融機関が破綻すると金融システムに大きな影響を及ぼす可能性がある「システム上重要な金融機関」を指定する判断のための基準案を公表した。

この基準案は、保険会社や証券会社等を含むノンバンク金融会社につき、FSOCが「システム上重要な金融機関」として指定するための3段階からなる審査のうちの第1次審査の基準となる予定のものである。基準案の内容は、500億ドル以上の総資産(連結ベース)を保有しており、かつ、次に示す項目のいずれかに該当する場合、そのノンバンク金融会社は第2次審査の対象になるというものである。

- ・クレジット・デフォルト・スワップ (CDS) の残高(想定元本)が 300 億ドル以上
- ・デリバティブ(金融派生商品)の負債が35億ドル以上
- ・借入金および債券発行残高が 200 億 ドル以上
- ・総資産を自己資本で割ったレバレッジが15倍以上(連結ベース)
- ・総資産に対する短期債務の割合が10%以上(連結ベース)

なお、FSOC は、2010 年 7 月に成立した金融規制改革法により設置された、財務長官を議長とする機関であり、「システム上重要な金融機関」を指定する役割を担っている。FSOC によって指定された「システム上重要な金融機関」は、米連邦準備制度理事会 (FRB) の監督下に置かれ、一般的な金融機関等よりも厳格な健全性規制を受けることになっている。

(National Underwriter 2011.10.12 ほか)

【規制動向】

〇洪水保険の期限を6週間延長する法案が連邦議会で可決

10月4日に下院において、9月30日で期限を迎える洪水保険制度(NFIP)の適用を6週間延長する法案が賛成多数により可決された。同法案は上院では前週に可決済であり、オバマ大統領の署名をもって成立する。

洪水保険の延長を巡っては今夏に下院が5年延長する法案を通過させているが、上院では未だ可決されていない。今回の短期延長は、議員たちに5年間の延長が認められるような洪水保険制度の改正法案を審議する時間を与えるものである。

洪水保険制度は 560 万人の加入者を擁する連邦政府運営の保険制度であるが、2005年に発生したハリケーン・カトリーナ以降負債を抱えており、6月時点の負債額は 180億ドルに達している。連邦議会は昨年も今年9月までの延長を可決したばかりであり、

間に合わせの対応でしのいでいる。これは将来の洪水保険制度について合意に達することができないためである。

(Dow Jones 2011.10.4, National Underwriter P&C 2011.10.10)

【市場動向】

〇米国損害保険業界の 2011 年上半期業績は大幅に悪化

料率サービス会社の ISO (Insurance Services Office) および米国損害保険者協会 (PCI) は、米国損害保険業界全体の 2011 年上半期の業績を発表した。それによると、2011 年上半期の純利益は前年同期の 168 億トルから 48 億トルに減少し、契約者剰余金(損害保険会社の自己資本に相当) をベースとする年換算収益率 (ROE に相当) は、前年同期の 6.4%から 1.7%に低下した。

2011 年上半期の 1.7%という収益率は、ISO の統計が始まった 1986 年以降、上半期ベースでみて最も低いものであり、また 1986 年から現在に至る 25 年間の収益率の平均である 9.4%に比べ 7.7%低い水準となっている。

2011年上半期における業績悪化の主因は、2011年5月にミシシッピ州およびミズーリ州等で発生した洪水被害等に代表される異常災害による損害の拡大である。2011年上半期の異常災害による保険金支払は、前年同期の80億ドルから239億ドルに拡大し、保険引受損失は、前年同期の51億ドルから241億ドルに拡大した。

2011年上半期のコンバインド・レシオは、前年同期の101.7から110.5に悪化している。ISO の推計によれば、異常災害による保険金支払が前年同期と同じであったと仮定した場合の2011年上半期のコンバインド・レシオは103.0であり、異常災害の影響を除いた場合でも、前年同期に比べ1.3ポイントの悪化となっている。

(ISO/PCI/Insurance Information Institute ニュースリリース 2011.10.7 ほか)

【市場動向】

〇AMベストの発表: 労災保険の引受収支が再度悪化

AM ベストが公表したレポートによると、2011年の労災保険のコンバインドレシオは2010年の118.1%から悪化し、121.5%になると予想されている。この数字は2000年以降最も悪い数字である。米国では、労災保険は損害保険全体の保険料のおよそ8%、全企業物件保険料の約16%を占めている(いずれも2010年の数字)。

2010年は、損害保険業界における企業物件の正味計上保険料は前年比2%以上減少している。中でも労災保険は最も保険料が大きく減少した保険種目の一つであり、2010年の労災保険の正味計上保険料は、2009年の353億ドルから3.6%減少し341億ドルであった。2005年の492億ドルから比較すると30%以上減少したことになる。

(Business Insurance 2011.10.12, National Underwriter P&C 2011.10.13)

金融・保険市場における動向 (アジア)

【中国・規制動向】

○2011 年 10 月より保険契約移転の暫定規則が施行

中国保険監督管理委員会は、保険契約の移転に関する暫定規則を本年 10 月から施行すると発表した。施行される暫定規則によると、保険会社が、保険契約を移転して撤退する場合には、監督当局の承認を必要とし、承認に際しては、企業ガバナンス、ソルベンシーおよび経営状態等の観点で、譲受人の審査が行われるとしている。

加えて、暫定規則は、保険契約者の利益を保護する措置も規定している。監督当局によれば、契約移転を計画している保険会社は、契約移転計画を遂行する前に、重要な保険契約者の同意を得ることが求められるであろうとしている。

(Xinhua Business Weekly 2011.9.13, Best's Insurance News 2011.9.8)

【インド・市場動向】

〇インドの保険業界においてデータ交換の標準化検討の動き

インドの保険規制開発局(Insurance Regulatory and Development Authority)は、保険会社等の利害関係者から提出される保険関係等のデータを統合し、有効な分析を行うことを目的として、「事業分析のためのプロジェクト」を開始した。保険規制開発局によると、保険会社などから保険規制開発局に提出されるデータは膨大であるが、このデータを統合し、適切に分析を行うことが必要であるとしている。

すでに、保険規制開発局は、標準化を推進する団体である ACORD (注) の代表者と非公式に打ち合わせを行っているが、その中で、ACORD は、技術面と事業面の 2 つの観点から検討する必要があるとし、実際に保険事業に携わり、保険の事業遂行の実務に詳しい人のプロジェクトへの参加が必要であるとしている。

これを踏まえて、保険規制開発局は、すべての利害関係者の代表者を集めたワーキング・グループを立ち上げ、インドにおける ACORD 標準の作成を進めることを検討している。

(注) ACORD は、1970 年に米国において設立された、申込書などの帳票等の標準化、 保険仲介者・保険会社間等のデータ交換の標準化を推進する非営利団体である。 (Insurance Regulatory and Development Authority のウェブサイト)

【中東諸国・市場動向】

〇イスラム保険(タカフル)が湾岸諸国等で急伸

保険専門の格付会社 AM ベストのレポートによれば、アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタールおよぶクウェートの湾岸協力会議加盟国ならびに

マレーシアにおける 131 のタカフル (イスラムの保険) 会社および伝統的な保険会社を 調査した結果、これらの国々でタカフルが急速に普及しているとのことである。

特に生命タカフルは、生命保険と比較して好成績を挙げている。年間成長率で比較すると生命タカフルが 2004 年から 2009 年の間で 22%となっており、生命保険の 5%を大きく上回っている。また同期間の利益率でも生命タカフルが 15%近くであるのに対し、生命保険では 7.3%から 9.4%の水準となっている。

一方、損害タカフルについては、多くの会社が設立当初の事業計画が達成されていない焦りもあり、損害保険会社との価格競争を強いられている。したがって、損害タカフルは一般的に利益率において生命タカフルに遅れをとっている。

(Best's Insurance News 2011.7.12、ArabianBusiness.com 2011.7.12 ほか)

【オセアニア・市場動向】

〇オーストラリアやニュージーランドなど太平洋圏では、大災害後の保険料水準が急騰

オーストラリアの大規模な洪水や、日本、ニュージーランド、チリにおける破壊的な地震によって 1,000 億 US ドルもの損害を被った世界の再保険業界では、太平洋圏はよりリスクの高い地域と見なされ、この地域での再保険料率水準は劇的に上昇した。オーストラリア最大の損害保険会社のひとつであるサンコープでは、7月1日付けで地震、サイクロン、洪水および山火事等をカバーする再保険プログラムの更改を行った。同社では、正確な数値は公表していないが、この再保険プログラムの再保険料は 50%ほども上昇したと見られている。

こうした状況下、オーストラリアの主な大手損害保険会社は、再保険コストの上昇を その顧客に転嫁する傾向があり、最近では財産保険や賠償責任保険等の分野で元受保険 料が 7.5%から 20%上昇している。

一方、ニュージーランドでは、今年 2 月 11 日に発生したカンタベリー地震以来、元受保険会社間の競争の大幅な鈍化が見られるとのことである。ニュージーランド保険協会によれば、同国の損害保険会社は現在のところ再保険カバーを確保できているが、世界の損害保険市場に占める割合が 0.2%に過ぎない国が巨大な損害を出し、また世界有数の地震リスクで知られる同国では、次の再保険更改において必要な再保険が 100%確保できる保証はないとしている。また、同国の損害保険業界は過去 50 年もの間、非常に安価な再保険カバーの恩恵を受けてきたが、今後はそうは行かないだろうと述べている。

(Dow Jones Business News 2011.10.11、Sydney Morning Herald 2011.7.27 ほか)